

第26章 立入検査

(法第82条)

(立入検査)

法第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〈解説〉

本条は、立入検査に関し規定したものです。

1 監督処分に係る立入検査の実施

法第81条の規定による監督処分を行おうとするときには、ほとんどの場合に当該土地に立ち入ることが必要となります。

この場合、本来は、監督処分に係る権限を行使しようとする者は、土地の所有者、占有者等の同意を得て立ち入るべきです。しかし、土地の所有者等の同意が得られない限り当該土地への立ち入りができないとすれば、法第81条に関する事務の執行は不可能となってしまいます。

このため、土地の所有者等の同意が得られなくても、必要な限度において、監督処分に係る権限を行使する者が、強制的に当該土地に立ち入り、必要な検査をすることができるようにしたものです。

立ち入ることができる者は、法第81条の規定による権限を行うため必要がある許可権者又はその命じた者若しくは委任した者です。

※「命じた者」と「委任した者」については、P.376参照

2 身分証明書の携帯

第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、身

分証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければなりません（第2項、第3項）。

身分証明書を携帯するのは、立ち入ることができる権限を有する者であることを明らかにする趣旨ですから、身分証明書は各個人が所持しておく必要があります。

身分証明書を所持しない者が立ち入ろうとした場合には、土地の所有者等は、これらの者の立ち入りを拒むことができます。

3 立入検査の権限

憲法第35条には、何人も現行犯でない限り、権限を有する司法官権が発する令状がなければ、その住居、書類及び所持品について侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は侵されない旨が明定されています。このように憲法が刑事手続きにおける立ち入りについて令状主義をとっているので、令状のない本条の立ち入りは、監督処分に係る権限を行うため必要な限度においてのみ認められるものであって、犯罪捜査のために認められたものではありません。

4 罰則

第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処せられます（法第93条第3号）。

※P.380「罰則規定」参照